

花巻市市民参画・協働推進委員会（第9回）【記録】未定稿

日 時 平成 21 年 5 月 8 日（金）午後 2 時～4 時 25 分
場 所 花巻市役所本館 3 階 委員会室
出席者 委員 9 名（欠席 6 名）
内 容 1 開 会
2 あいさつ
3 協 議
（1）市民参画しくみ及び運用の評価について
（2）答申内容について
（3）その他
4 閉 会

議 長 大変忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。それではこれから第9回の推進委員会を進めて参りたいと思います。本委員会も第9回ということで今日は参画の仕組みの中の事前公表の部分がまだ全然出ておりません。それから行政評価への市民参画、そして運用の評価の事前評価と事後評価について、ここを中心に話を進めて参りたいと思います。極力、委員の皆さん方から具体的に意見を出していただいて次回には答申案ということで最終的な委員さん方の確認をお願いして、答申にもっていきなというふうを考えております。答申して終わりではございませんので、答申した後、運営の状況等について我々もきちんと把握しながら、よりいいものを作っていくということになるかと思っておりますので、ご協力方よろしくお願ひいたします。前回、前々回と事務局のほうからは色々私たちのフリーな意見発表あるいは交換等を記録していただきまして、整備していただいております。大変お手をかけておりますけども、あと少しのところですのでよろしくお願ひいたします。それでは最初に協議に入る前に機構改革等あるいは年度末の異動等ございましたので事務局の方から担当職員の紹介等を兼ねてよろしくお願ひいたします。

事務局（高橋市民協働・男女参画推進課長補佐） 以下、高橋課長補佐 亀澤部長及び事務局、前担当を紹介

議 長 それでは協議に入っていきますけど、これまでのところ、前回以降に市民の方々から寄せられた意見等ございましたら紹介願ひます。

事務局（阿部市民協働・男女参画推進課長） 以下、阿部課長 特にございません。

議 長 はい。ありがとうございます。
それでは、早速でございますけれども協議のほうに入って参りたいと思います。先ほど今日の予定をざっとお話ししたけども、何か。

佐藤(芳)委員　　この4月で仕事を変わられた方が、もしいらっしゃって資格とか係わることであればご紹介いただきたいと思うんですけども、素人で申し訳ないんですけども、多分この委員会の委員になるのには、普通、市役所の職員はならないと思うんですけども、それは何かのルールがあると思いますけれども、そういうことで仕事が変わられて問題が無いのであればもちろん問題ないのでありまして、それをご紹介いただきたいと思います。

議　　長　　　　事務局のほうでよろしくをお願いします。

事務局（阿部課長）　　委員の委嘱につきましては第1号委員ということで公共的団体から推薦された方、それから第2号委員として学識経験を有する方、第3号委員として公募していただきました方ということで構成されてございます。第2号委員で学識経験を有する方の中で花巻北高等学校長臺徹さんのほうから、本日はまず都合により欠席させていただきたいということと、都合により今後委員会の出席が非常に難しい状況になってきているということで、委員を辞退したいということで電話をいただいております。正式な辞職届けはまだいただいておりますけれども、事務局の考えとしては答申をだすまでは今の委員さん方に引き続きお願いするのがいいんだろうなというふうに考えてございますし、その後のことにつきましてはこれから検討させていただきたいというふうに考えてございます。以上です。

議　　長　　　　はい。ありがとうございます。

佐藤(藤)委員　　私もPTA連合会の会長という立場で参加させていただいてましたが、5月20日の総会で連合会の会長は変わるということになっております。今回、私は単位PTAの会長も降りるということで、一PTA会員という立場になってしまいますので、そのへんで果たしてこのままこの場に参加させていただいていいものか、というところがちょっと判断しかねましたので、その辺のご検討はお願いしたいなというふうに思っています。まだ新しい会長さんとはそのへんの話もしておりませんので、そのへんの立場をどうしたらいいのかということをお教えいただきたいと思います。

議　　長　　　　5月20日ということですね。ということをお事務局のほうで踏まえてご検討お願いしたいと思います。

丸山委員　　　　続いて関連事項として、去年の7月からこの委員会が続いて来たんですけど、はっきり言いまして相当質の悪い委員会だったなと思うんですけど。というのは特に学生の女性の方はほとんど出席されてない、今日も休んでる。来てもほとんど発言されてない。公募委員だからそれは自由だっていえば自由ですけど。非常に委員会として問題が大きいと思うんですよ。それから団体の方、今日変わられた方もいるし、いわゆる有識者とか経験者という方々で、やはり非常に発言の少ない方もいらっしたりする。ですからとりあえず、先ほど事務局から話があったように第1回目の答申まではこの状況でいくということは、これはもう致し方ないかもしれない。今メンバーを変更なんてのはできないんで、これが終わった段階でやはりこの委員会自体のあり方を一度再構築するような時間を是非とっていただきたい。これは要望です。委員長及び委員会の皆様及び事務局に対する要望として今ここでは申し述べておきます。で、この議論を今は望んでいません。

議　　長　　　　では、私からも一言お願いしておきます。市民参画・協働ということで、私は大前

提として、やっぱり市民全員がどのような形でか、かかわりながら進めていくものであると、それを検討する我々自身も色々な都合があったり事情があったり、あるいは性格的に積極的に発言できたり、あるいは聞くことが多かったり、色々な人が居るのがこの社会だろうと、そういうことを大前提に、どなたもその方の参画できる形で参画していくということを大事にしたいなというふうに思いますし、あとは私自身の力量不足で、皆様方からもっと気軽にご意見を伺えるようにしたいとは思いつつも、なかなかそういう持っていく方ができないで来ました。そこは私自身なんとか頑張りたいと思いますけども、ここは委員の皆さん方に是非ご協力いただいて、みんなでいまちを作るんだと、そのために頑張れるくらいは頑張る。ただでも頑張れない時もあるんだよということ踏まえながら、この会を進めて行きたいというふうに思いますので是非ご協力方よろしくお願ひしたいと思います。それでは今日の協議に入って参りますが、先ほど申し述べましたように前回の私たちの発言を事務局のほうにメモしていただきまして、まとめていただいておりますので、まず最初に、事前に皆様方に配っていただきました資料について、若干、事務局のほうから説明をお願ひしたいと思います。

事務局（阿部課長）

それでは、事前に皆様方にお配りしております資料につきまして簡単に説明させていただきますと思います。第8回でこのような形で資料をお示ししてございましたけども、この中で基本的な部分は変えておりませんが、第8回の検討を踏まえ、若干、整理あるいは変更した部分がございますので、その部分について説明させていただきますと思います。まず、1ページ2ページにつきましては前回説明しましたとおり諮問事項ではございませんけれども、幅広く議論いただいておりますので市民参画の必要性とか意義、あるいは市民参画を進めるための条件方法、さらにその行政運営の各団体における市民参画について盛り込んでおります。このうち1ページの大きな2番中段ですけども、市民参画を進めるための条件、方法の項目の1番目にあります情報の共有について、2行目の中ほどですが、右側にあります委員さん方の意見を基にしまして、参画の対象者を限定せず、全市民が関心を持てるようにというふうに訂正させていただきます。次に2ページに参りまして大きな3番、行政運営の各段階における市民参画ということで(1)から(3)までございますが、ここの部分で施策等という記載をしてございました。しかしながら基本である条例の表現に合わせまして、計画及び条例というふうに改めております。(1)として計画及び条例の計画段階、(2)として同じく計画及び条例の実施段階、(3)として計画及び条例の評価段階。3段階での参画になるということでございます。それから主な意見についても整理してございます。前回イメージということで図を下のほうに付けてございましたけれども、答申骨子(案)ということで整理していく関係上、図はここから除いております。次に3ページに参ります。ここからは諮問事項の部分となります。まず、まちづくりに関する計画や条例、これは市民参画の原則に則り行うということで、市民参画の考え方としての基本が条例第3条でございますので、それを最初に記載してございます。その上で(1)ですけども条例第12条に規定する重要なものということで、2つ以上の市民参画の手続きを適用するものはどの範囲かということで から までと、これは前回どおりでございます。それから(2)法令の改正に伴う場合や緊急の対応を要する場合など市民参画の対象から除外できるものということで から と、これも変更してございません。次に4ページに参りまして、5番、参画のしくみの(1)として手法の組み合わせということで基本的な考え方を2点、ここに項目として挙げてございますけども、ここも事業とか施策という記載になっておりましたけども、これも条例の表現に合わせまして計画や条例という記載に変更させていただきます。次に5ページから7ページ、ここまでは具体的な手法を記載した部分でございます。その中で、6ページをお開きいただきたいと思ひます。6ページの中段ですけども、とし

て審議会の関係ですが、点線で説明を記載してございますが、その下に運用ということで記載がございまして、この部分については第8回の意見を加味して整理してございます。次に8ページをご覧くださいと思います。5番の(3)、参画方法の事前公表ということでございますけれども、ここにつきましては事前公表の仕方をどうするかとか、あるいは実際に公表する場合、その内容をどういったふうにするかという部分になるかと思っておりますけれども、参考にとしまして狛江市と宮古市の例を記載しましたが、大変恐縮ですが宮古市につきましては、アンケート等を実施した場合の結果の公表についての方法を規定されたものですので、大変申し訳ございませんが削除いただきたいと思います。また、中段から下のほうの紫波町の例、あるいは宮古市の例は実際広報等で公表する場合の例として記載してございます。次に9ページをご覧くださいと思います。(4)番の行政評価への市民参画ということで条例23条の行政評価、これにつきましては点線の中ですけれども、説明を加えております。それから6番の市民参画の運用の評価、この部分につきましては諮問事項に合わせまして(1)番として事前評価、(2)番として事後評価として整理してございます。いずれも市民参画の運用が適切に行われたかどうかの評価になるかと思っております。その中で運用の評価主体、あるいは評価の対象・範囲、そういったものを、誰が何を評価するかといったことで整理しております。それから運用の評価の時期がどうあればいいかということ、それから市民参画の運用を評価する場合にその項目、あるいは基準をどうすればいいかということで整理させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

議長 はい。ありがとうございました。今、事務局のほうからご説明いただきましたけれども、何かご質問ありますか。

丸山委員 2ページのところで答申だからイメージ図を抜いたというのは何か理由があるんですか。答申には図は入れないとかそういうルールが。というのはですね、もう少し付け加えますと答申は最終的に決定して市民に提示するときに、市民に普及するときに、こういう行政文書的なものってのは非常に読み取りにくいと思うんですよね。多分、この中身全部を今の委員会の方たちが全部理解できるにも相当苦労がいると思うんです。これ、今までの経験上。ですから、明快な図表表示っていうのは非常に有効な手段だと思うので、是非、そういうものは積極的に活用していただきたいと思います。以上です。抜いた理由は。

事務局(阿部課長) 前回、協議の中でその図が誤解を招くような紛らわしい部分があるということで、ご指摘いただいております、やはり図につきましてはもう少し議論を進めながらどういった形の図が一番適切なのかといったことを加味したほうがいいんだろうなといったことで、ここでは一旦抜かさせていただいております。ですから加えたほうがいいのか、そういうのであれば協議いただきながら整理してそれを載せるというのも一つの方法かと思っております。

議長 枠組みで問題になった・・・

丸山委員 多分あれですよ、私が疑問に思った13条の4というのがトラブったから抜いたって事なんでしょうけど。要するに議論が熱を帯びたから抜いたっていうのは非常におかしな考え方で、非常に重要な表なんだから議論を尽くしていいものにして載っけるという方向にして欲しいんですよね。議論が百出して、まとまらなかったから図は抜きましたっていうのじゃ、重要なものを抜いたということですから、それは精査して、是非分かり易い形で載っけるという方向で行きたいと思うんですが。

議 長 全体的にですね、丸山委員が言っているように図で表示したほうが市民の理解を得易いというものであれば、どんどん入れながらもっていくということの確認をしておきたいと思います。

丸山委員 はい。

議 長 それでは進ませていただきますが、時間が無くなって参りましたので、極力、まだ協議がされてない部分を優先して、その後に全体を通して一番最初から皆さんで確認して行きたいと思いますので、これからのところは8ページの参画方法の事前公表、この部分から皆さんで協議して参りたいと思います。よろしくお願いします。

丸山委員 ちょっと待ってください。積み残している意味ですと、要するに今まではっきりしてるのは、参画対象を何にするかということ。これは随分議論して4つか3つかの項目を搾り出したと思うんですよ。その後の参画の手法、これはずーっと事例が出てきただけで、それから新しい提案に対して今回の骨子(案)も、またこだわってきますけど、これ全部載っけてくれという意味じゃなくて、インボルプメントの話もコンセンサス会議の話も政策提案の話も市民会議の話もまだまったく議論されてないんですよ。ですからこのまま、例えば答申が今日、次の8ページのほうで、良かったてことになっちゃたら宮古市と同じレベルのものが出てくるんだと思うので、是非、積み残しからという意味では参画手法のところをやって欲しいんです。それやないと永久にこれ残っちゃうんですよ。

議 長 必ず戻りますから。

丸山委員 戻るって、それやらないと事前評価、事後評価できないじゃないですか。だって参画手法、仕組みができて参画対象に対してどういう参画、手続き、参画手法があるのかと、それをぶつけて計画実施、評価っていうところで市民参画をしてくわけですよ、その市民参画がうまくいってるかどうかを評価するのが、今おっしゃってる8ページの事前評価、事後評価なんですから、その仕組みができてないのに評価の話をしたって、らちあかないんじゃないですか。と、私は思うんですが。

議 長 時間ももったいないので、どうせ時間もかけなければならない部分でありますので4ページ。

丸山委員 私の意見ですよ。皆さんがどうされるかどうか、そのへんの議論をされないと。

議 長 この部分について色々これから議論してもまた、参画の仕組みの手法の組み合わせ、このこれまでの話し合いの中からまとめたものが2点、段階や場面に応じた参画方法の選択というものと効果的な組み合わせによる取り組みと、こういう2点について皆さんからいただいたものをまとめてありますけど、この後に5ページ、6ページで具体的な参画の手法の部分が出て参りますので、この4ページのほうで基本的な構えとしてね、この組み合わせを考えていくときのポイントになるものをここでまとめて、そして、5ページのほうで具体的に運用をどういうふうにしていくか、ここの検討をして進めたいと思いますが、いいですか。

丸山委員 そこまで元に戻らなくても、4ページまでの話はもう宮古市の事例も意見も交換してるから、次やるべきことは、5ページ目の意向調査を入れますね、2番目のパブコ

メはやっぱり重要ですね、それから3番目の意見交換会ってどんな事をしますか、4番目のワークショップってどうですか、審議会これもやりましょう、じゃあこの5つはどこもやってるからうちらもやりましょうね。じゃあ次、パブリック・インボルブメントはどうしますか、コンセンサス会議はどうしますか、コンセンサス会議は高度だから止めましょうとか、そこに行つて欲しいということを前回からずーっと言ってるんですけど。そこに何日たつてもいけないんです。

議長 やります。そうするとほかの委員さんからも意見を聞きたいんですが、4ページの手法の組み合わせの意見をまとめていただいた部分はいいですか。私、ちょっとお話をさせていただけますが、手法の組み合わせの一つ目、段階や場面に応じた参画手法の選択と、ここに一つの計画や条例にひとつの手法ということではなくという表現がありますけど、二つ以上の組み合わせということなんですね。

藤井(公)委員 二つ以上の二つに入るものとして、パブリックコメントなりコンセンサス会議も羅列しておいて、適時、選ぶ方法がいいんじゃないですかと、こういうお話だったんです。私の理解は、ここで事務局でも参考としてこういう意見があったよと、入ってますよね。今後、行政の中で進めていく上で様々な手法があると、その手法の組み合わせの中で今回の事業なり計画が、どうしても今後、参考意見として出たものも取り入れたほうがいいのかという事があれば、それは取り入れていいんじゃないかと。ただ、必ずしもこれ全部ね、羅列しておく必要はないんじゃないかというような議論の経過だったような気がするんです。私は、ですから今、丸山さんおっしゃったとおりなんですが、委員長はそこを踏まえて今日は8ページから議論しよう、ということかなと。私は思ったんです。

丸山委員 はい。ここ非常に重要なんで。平賀さんは同意されているようだけど皆さん全員がどうでしょう。要するに決を採って決めてもいいし、どうですかって言うてもいいし、一日の会議が終わったら、その日話した誰かが言ったことがとおっちゃってるだけなんです。ですから私の意見と、今、藤井さんから出た意見、さあどうなのって議論がないから、永遠にこれは何も決まらないんですよ。で、藤井さんがさっきからおっしゃってるように、四つ五つしっかり決めれば、あとは参考事例とし残しておけば、事務局で適当に考えてくれるだろうと。こういう考え方をずーっとしてきたから、今回改めて仕組みを作りましょうって事なんです。今までだって、何度も何度も繰り返してるけど、行政はしっかりやってるんですよ。パブコメもやってる、アンケートも取ってる、場合によってはいいワークショップをやっている場合もあるんですよ。それは、人それぞれが変わればそういうことが起こったり起こらなかったりするから、仕組みを考えましょうというのでこの委員会があるわけで、この委員会の中の仕組みはある程度ばよとした部分は残るとしても、フィックスできるものはしっかりフィックスしといて私たちが考える仕組みはこうですよと、じゃあ事務局、行政がこれからどう考えていくのかっていうのをここが投げかけない限り、行政さんに下駄を預けるんだったらこの委員会意味無いんですよ。

議長 行政に下駄を預けるとかじゃなくって、まず参画協働の仕組みそのものに対する判断の根拠となる、一人ひとりの委員の受け止め方がかなり開きがある。だから私はとりあえず思いつくままでいいから、とにかくいっぱい出して、その出したものを整理しながら最終的に皆さんでここはこれでいいか、ということは進めて行きますから。

丸山委員 整理してくださいと話してるだけです。お願いします。

議長 　　ただ、今、絞り込み過ぎると、そのほかのところで気になっている人は気にならないとこは発言しない、気になるところでは発言するという形で、発言そのものの量が少なくなってしまうので。

赤津委員 　　発言が少ないとか多いとか、いちいち同意したとかしてないとか、それじゃないと思うんですよ。やっぱり理解は十分でなくてもある程度同意できるものは、よし、しょうがない。そういう感じでこれは動いてるはずなんですよ。と、私は理解しております。だから必ずしも言ったから言わないからと一々さかのぼってまたやるのであれば、これまたちょっとおかしいなと。結局出なくなりますよ。要するに今までは大きな流れはある程度、私の意見はですね、まさに藤井さんおっしゃったような流れで、もうある程度理解されてきてるんじゃないのか、全体の雰囲気として。だから後はもうまさに整理っていいですか、こうだこうだと確認して行けば、その時点で実は気が付かなかったかったものもあるかもしれないし、いやちょっと待てよと、それは後で出てくる可能性はあるとしても、そんな大きなところでこんな議論になっていないような気がするんですが。

丸山委員 　　私は、この委員会が乱暴だとか云々という以前の問題で、議論すべきものが残されてますよってことを言ってるだけなんですよ。ですから今、赤津さんおっしゃったようにね、この件に関しては、例えば私の意見と藤井さんの意見が出たとすれば、まあ今回は藤井さんの意見でいこうやと皆さんいいですねと言えば、私だって承服しますよ。いつまでも僕一人の意見をとおしてくれとは言いません。

赤津委員 　　今の意見でも私はそんなに違いはないと思うんですよ。二つ出ると言ったら、どっちもほとんど同じことを言ってるんじゃないかと。こういう理解もあるんですよ。

丸山委員 　　じゃあこの違いを明快にしておきたいのは、また繰り返しますね。今までもパブコメだろうがアンケート調査だろうが三つ四つのことはものによったらやってきてるんですよ。行政は。じゃあなぜ、仕組みを作るということが今起こってるか。それは行政の担当者が変わったとしても部署がどう動こうと、今度まちづくり部ができたり振興部ができたり沢山できちゃったけど、そういう変換があったとしても、市長が変わったとしても、私たちの参画できる仕組みだけは残されてくというものを作らなければ意味がないんですよ。ですから、優秀な市長と優秀な職員が居ればこんなものはいらないんですよ。ちゃんと自分たちで考えてやってくれるわけで。これは極論ですよ。ここまで話ししないと話が通じないと思うから言ってるんでね。

赤津委員 　　そうではないと思いますよ。

丸山委員 　　じゃあ私たちは何を作ろうとしてるんですか。ここで仕組みというのは。

赤津委員 　　何をって、結局いい仕組みを作ろうってことでしょう。

丸山委員 　　だから仕組みって何なんですか。

赤津委員 　　やり方でしょう。

丸山委員 　　やり方ですよ。

赤津委員 　　だからね、そういうのをぎちぎちやっていくから、議論が変な方に固まっちゃった

りするんじゃないのと、私は言いたいところがあったんです。それは置いといて、今のところからいけば最終的には色々なものがあると、丸山さんが色々説明してくれた市民会議とか、そういったものが色々あるんだけど、一々それを全部入れなくても一応一括りの中に入れておいて、ここに書いてるような場面に応じて相応しい手法を入れていくと、二つ以上だと、というようなところで理解していいんじゃないかと。そういう限りにおいてはそんなにズレた議論になってないような気がしたんですが。逆にさっぱり駄目じゃないか、何考えてるんだと取られれば、じゃあ勝手にしてくれやと変なことにもなっちゃってる、なる可能性があるんで、ある意味で聞いているほうも黙ってはいないで、もっと積極的にしゃべらなきゃいかんという反省はあるんですけども。いずれそんなに変な議論にはなってないし、委員の中であいつら全体で質が悪いだとか、そういう議論もいかなものかと思います。言葉尻を捕まえるようで恐縮なんですが、それはかなり効くんですよ。こっちには。

丸山委員 私だって苦しくて言ってるんですよ。楽しくて言ってないです。

赤津委員 それはそうなんだけれども。

丸山委員 しんどいんです。苦しいんですよ。

赤津委員 そういうふうにはぼんぼんやってけばね、どっちのペースで進んで、どうなってるんだというようなことなんですよ。すみません。これ以上は言いません。

議長 すみません。私がおっと爽やかに進めればいいんですけど。申し訳ありません。それでは4ページのところはあまり議論にならないようですので、5ページ以降の組み合わせの部分ですね。基本条例のほうに挙げてある方法のほかにも、色々こんな方法もあるんだよということでお話いただいておりますけど、まず前段の基本条例にあるものについて、運用上こういうところを留意しましょうってことを皆さんからご意見を伺って入っております。例えば意向調査の実施、この運用の中にですね、調査の目的に応じた対象の設定が必要だとか、あるいは項目の吟味と分かり易い内容の工夫だとか、あるいは客観的な分析と分析結果の公表が必要だとか、こういう形でここにまとめてありますけども、この部分について何かほかに付け足したほうがいいこととか、あるいは吟味されたほうがいいとかありましたら意見をお願いします。

藤井(公)委員 それで、結論から言うと7ページの点線で囲った参考と書いた手法の取り扱いをどうするかということなんです。これに 、 と付けていくか、私は今までの流れとして、必要に応じては、参考として書かれている手法も取り扱って行ける内容だと思っているんです。ただ、答申としては まで付いてますが、今までの議論の流れはですよ、この点線の中身については今後の行政の中で、また我々が参加してく上で、事業や計画によってはこれも使えるよというような表現をしておけばいいんじゃないですか。多分そういうことでしょう。

丸山委員 もちろんそうですよ。ようするに議論をとおしていただきたいだけの話なんです。

藤井(公)委員 これはあくまでも 、 とは、 として書かれているから。

丸山委員 それではですよ、実はこういう話をしたかっただけなんです。さっきからしつこく言ってるのは。いろんな場所を見て、例えばパブリック・インボルブメントまでは入っている所が結構あるんです。入れてない所もある。これは前回は説明しましたけどパ

ブリックコメントよりは非常に高度な応答が必要だから、行政として。最近省く傾向にあるんですけど、できればパブリック・インボルブメントまでは入れたい欲しいなっていうのが私の意見なんです。それで次のコンセンサス会議、これは非常に技術的に高度な問題が出て来るんで、これは逆に無視してもらっていいんですよ。で、この件に関しては藤井さん言ったように、例えば花巻のどっかに核の貯蔵施設が来るよというような問題が、もしも起こった時には当然こういうものが必要になってくる。それまではこれは頭の隅っこにあればいいだけなんです。それから政策提案、これをどこに入れるか、ここに入れるのか、それとも行政が参画対象とする課題、そこに取り込むってのならそこでも取り込めるし、ここに書く必要はない。それから市民会議というのもこれは一つの会議体だから、前回、条例作るときに市民会議が起こったけれど、また何か必要になった時には市民会議を発足させるという、そういう一行があればいいだけなんです。だから私ごねてるように聞こえるけど、言ってしまうとこの5分で済む話なんです。以上です。

議長 ありがとうございます。

丸山委員 これをじゃあ皆さんもそうだと思っていただけるか、いやいやそんなのはどうでもいいとおっしゃるか、そのこの所を議論して欲しいということです。

議長 はい。それでは私のほうから。6ページまではOKということで進みます。それで7ページの今お話あった、そのほかの適切と判断される方法ですね。ここに今、丸山委員からはパブリック・インボルブメントあたりは入れておいて欲しいというお話がありましたけど、どのようにしましょうか。藤井さんのご意見は特に具体的に挙げなくてもそのほか適切に判断されるに含めていいのではないかとのご意見です。

藤井(公)委員 そういう判断です。ただ、こういう議論があったってことはね、さっきイメージ図が外れちゃったっていう話もあったんですけども、市民の皆さんに説明資料としてねイメージ図だとかこういう議論があったよと、今後こういうことも当然必要な場合はね、そのほか必要な手法ということで議論がありましたということで十分かなと思いますけれど。

議長 ほかの委員さんは。

赤津委員 同じです。

佐藤(藤)委員 最近ようやくですねパブリックコメントという言葉が覚えただけで、インボルブメントまでいくと大変じゃないかなと思うところはあるんですけど、多分、私もそうですけど、方法、手法がどういうものがあるかというのは市民の人たちはほとんど知らないんじゃないかなと思うんです。こういう種類が、参加する方法があるんだというのが分からないと思うんで、その他の例として出しておいて、これはどういうことだっていうのを説明としてちゃんと出してあげて、これもいろんなところで使えますよってことを分かってもらったほうが市民の方は、じゃあこっちやってということも出されるんじゃないかなと思うんです。

議長 はい。ありがとうございます。先ほど藤井委員さんのほうから、いわゆる答申案とは別に、もし必要であれば説明資料とそれにまとめた形でね、市民向けに出すのもいいんじゃないかというお話がありましたけど、そういう形であれば、例えばさっきの政策提案とかね、こういうのもそこに入れられるかなという感じがしますが。丸山

委員はどうか。答申案そのものに入れたいということなんですか。

丸山委員 パブリック・インボルブメントまでは是非入れていただきたい。要するにキャンセルする理由が、逆に私の場合見つからないんですよ。というのは必ずこれを使ってくれということではなくて、これぐらいまでは入っていくのが今かなり大きな趨勢なんですよね。それから尚且つ大石市長ってのはナンバー１を求めるんだとすれば、せめてこれぐらいは入っていないとナンバー１にはなれないような気がするんですよ。

佐藤（藤）委員 そういう意味では丸山さん言ってるとおり、これを入れておくことは別に問題なくて、こういうのがあってことで入れておくのは非常にいいことじゃないかなと思うんです。

丸山委員 より説明して、より市民の方々に伝えるという役割もあると思うんですよ。それで繰り返しますが、コンセンサス会議、これはあくまでも事例として説明したのであって、これは入れてくれて言ってるわけじゃない。ここは是非ご理解いただきたい。

議長 提案ですけどね、上記のほかパブリック・インボルブメント等適切と判断される方法という表記はいかがですか。

丸山委員 すみません。それとここで答申したから事務局がすべてそれを仕組みとして書くかどうか分かんないですよ。ですから、少しでも可能性のあるものはここでは入れておいて、最終的には行政の方でこれは無理だと判断が出るのかもしれないですよ。あくまでもこれは諮問なわけだから。であれば、ここで積極的に消すよりは載っけておいたほうがいいのかなど。

議長 載っけ方、今のような載っけ方では駄目ですか。

丸山委員 やっぱパブリック・インボルブメントと市民会議とコンセンサス会議とはレベルが違う。じゃあコンセンサス会議はとりあえず抜いておいても...難しいなあ。

議長 上記のほかパブリック・インボルブメント等適切と判断される方法

佐藤（藤）委員 抜かなくてもいいんじゃないですか、コンセンサス会議も政策提案も市民会議も。その他の中に全部入っていても別におかしくない。

議長 その他で、この項目だけ挙げておきますか。

丸山委員 分かりました。そうしましょうか。現段階ではその他でインボルブメントもコンセンサス会議も政策提案も市民会議も載っけると。

議長 解説付きで。

丸山委員 解説付きで。ただ、レベルとして順番がコンセンサス会議を一番下にしないと、ちょっとおかしい話になると。そういう意味では。

佐藤（藤）委員 でも、そのへんのプロの丸山さんが必要だって言ってる部分であれば、ここは正式に載せたほうが、インボルブメントまでは正式に載せたほうがいいんじゃないですか。

- 丸山委員 そうしていただきたいんですけどね。
- 議 長 いいんだけど、この条例のほうで（５）まで具体的な形で挙げといて（６）そのほか適切と判断される方法と、こういう表現の仕方してるんだけど、このそのほかの部分と同じ並びで挙げて、解説加えて膨らませていくという今のお話になるんだけど、そういう形でいいですか。なんとなくそのほかでないような感じがしますので。
- 丸山委員 桁が違うんですよ。パブリック・インボルブメント、その下はちょっと。だから佐藤さんおっしゃったのが私は一番妥当だと思います。共鳴できます。パブリック・インボルブメントまでを５番６番目に入れて６番目としてその他適切と判断されるで、コンセンサス、政策提言、市民会議が載っかってくと。であればなんら問題無いし、これが勿論、最終の仕組み案では無い訳だから、今はこういう考え、ここまで入れておきたいなということなら問題ないような気がするけど。
- 議 長 そういう強い意見がありますが、条例にプラスして１項加えると。
- 赤津委員 実はそういうふうに決めた時にですね、これを具体的に運用していくときにどっちかに寄っていく、例えば一般的にはパブリックコメントはいいんじゃないのというような案件が、いや、条例にこう書いてんじゃないの、これでやってくれと、例えばね。本当にそれが合うものであればいいんだけど、そうでなければもう多数決の意見みたいなもんで、何でもかんでもインボルブメントだというふうにならないかなと。まあなってもいいのかも知らんけど。
- 丸山委員 よろしいですか。今、赤津さんおっしゃた事が正に仕組みの一番大事なことなんです。まだ仕組みが出来てないからだけど、そういうことを評価するのがこの委員会なんです。だからこのプロジェクトに関してはパブリック・インボルブメントは過剰だねと、この委員会が判断すればいいだけです。パブコメでいいんじゃないのとか。その為の委員会ですから。ただ、市民にはチャンスを広げるべきなんです。ただ、妥当なものを選定してくる理性がこの委員会には必要なんです。
- 赤津委員 そのへんがね一般的な手法と、ある意味では最近脚光を浴びている部分で、先発して花巻はこういう事をやっていくんだというような事であれば、それはそれで一つの理屈だろうと。もうひとつは駄目と理屈がないと言われちゃえば。
- 丸山委員 それは理屈を作るんですよ。
- 赤津委員 今のね、こっちがそれはぶっこんで表現しなくてもいいんじゃないのといった場合、なぜと。その理屈は確かに弱いかなという気はしますけど。
- 丸山委員 でも。よろしいですか。こういうふうに二人で発言しても。やはりこの委員会自体が今のままじゃないだろうと思うんですよ。去年よりは今年、今年よりは来年、やっぱりレベルアップしていくだろうと思うし、要するに今スタートした段階なわけだから、最初っから市民と一緒にすべてが上手くいくなんてことはさらさら思ってないわけで、ある程度のレベルのものを共有して、それを切磋琢磨して作っていくっていうことが必要だろうと思うんですよ。それからもう一つ大事なことは市民参画とか市民の声を聞くって言った時に、もちろんすべての人の意見を聞けるチャンスは作らなきゃいけないけれど、やはりもう一つの問題はクレームを出したい人もいっぱいいるわけですよ。問題提起したい人も。そういう人に対しても対応できる、一応仕組み

にしておかなきゃまずいと思うんですよね。で、それは彼らをすべて受け入れるんじゃないくて、正当か正当じゃないと評価自体もできるようなある程度の、今、防衛措置っていう表現を使っちゃいますけど、プロテクトする、対抗する仕組みをこちらは持ってなきゃいけないだろうと思うんですよ。だからこういう議論が下敷きであって、それで何かが決まっていければ、事が起こった時に迷わなくて済むだろうと思うんですね。

議長　　私がちょっと引っ掛かるのは、その他で括られてるのに項目として挙げていいかなと。このパブリック・インボルブメントがね。そのほか適切と、まあ条例にもあるけどね。丸山委員はとにかく市民にはこういうものもあるんだよと分かって欲しいというのであれば、私さっき言ったように上記のほか、こののね、上記のほか、ここにパブリック・インボルブメント等って入れて、そうすると市民にはこの言葉が伝わっていくと思うんだけども。

丸山委員　　ただ、重みが違うでしょう。1、2、3、4、5、6に入っているのと。

赤津委員　　今の段階はそれでいいんじゃないの。

丸山委員　　だから、私と佐藤（藤）さんは今、私と同調していただいているんですよね。そうじゃなくていいだろうというご意見もあるんですよね。まだ、なんとも言えないんじゃないですか。

議長　　ほかの委員さん方がですか。

藤井（公）委員　　委員長に一任。

丸山委員　　すみません。会議をしている時に委員長に一任という意見はないんじゃないかと思いますが。

藤井（公）委員　　でも賛成多数にはならないと思うんですよ。

議長　　ほかの委員さん方、是非ご意見をいただきたい。

佐藤（芳）委員　　やるのであればなるべく、職員の方には申し訳ないけども、職員の方が面倒くさい方法。パブリック・インボルブメントを含む方法でいていただきたいなと思います。

議長　　ほかの方々はいかがですか。

丸山委員　　要するに消す理由が無いんですよ。面倒くさいって言うけど、やり方によたら簡単なんですよ。ちゃんと理性的に考えれば、一日しっかり考えれば答えが出ることだってあるんですよ。なんかここで議論してて私も不思議に思うのは、こういう制度とか仕組みって大変面倒くさいんじゃないかとか、行政が煩雑になるんじゃないかとか我々も混乱するんじゃないかっていう、なんかそっちの方に心配があるんだけど、逆にこういう仕組みを作ることで簡単になっていくんですよ。そっちのほうに頭を切り替えて欲しいんですよ。

議長　　私が言っているのは面倒くさいとかじゃなくて、条例の中でこの中にパブリック・インボルブメントも入ってきてればそれでいいんだけども、5番まで行って6番で

適切なものを作って行きますよ。その一つの例として丸山委員のほうからパブリック・インボルブメントというのがあるんですよという紹介をいただいたので、この部分に に含めたらいいのではないかとこののですが、いかがですか。

丸山委員 委員長の方考え方は申し訳ないけど根本的に間違っているんですよ。というのはこれ一番最初の頃から議論が出てきたんだけど、この条例は、まちづくり条例がありまして、この中で13条に、12条13条かな。参画の手法4つ5つ考えましたと、これはあくまでも基本なんですよ。基本条例なんですよ。それで、それじゃあ足りないから最終的には参画条例を作りましょうということが決まったんですよ。それで参画条例を作る前に15条で協働推進委員会を作って、この13条でいってるものをちゃんと読み解いて、これ以上の仕組みを作りましょうっていうのがこの委員会なんですよ。だから13条に書いてないから、これは入れる必要がないというのは、それはまったくおかしな考え方で、これに付加されることはあっても、ここに書いてないから書いてあるからっていうのは議論にならないんです。勿論、これから逸脱しちゃ駄目ですよ。それなら仕組みを作る必要がないんですよ。

議長 私が言っているのはね、各号に掲げるもののほか、適切と判断される方法はどんどん取り入れて行って行きますよという事をここで言っているわけだから、この中に具体的にパブリック・インボルブメントという言葉を入れれば、ああ、そういう方法もあるんだなということで市民は受け止めてくれるのではないかなと。

丸山委員 というか、今ね、新しい仕組みを作ってるんですよ。しつこいけど。その仕組みの形がどうなるかはまだ出てないけれど。

佐藤（藤）委員 丸山さん。そうすると、この13条は（6）までありますよね、そのことと、ここに6としてパブリック・インボルブメントを入れるということは、ここはイコールではないと。

丸山委員 勿論。

佐藤（藤）委員 ここは条例の範囲を変えるという意味合いではないということでもいいんですか。

丸山委員 今作る仕組みですか。

佐藤（藤）委員 今作る仕組みです。

丸山委員 勿論、条例を変更しないんですよ。

佐藤（藤）委員 この条例は条例として今回ののはここに6としてインボルブメントを入れるということではなくて、この答申の中でこういう方法もここに一つ明確に加えて欲しいという意味合いですね。

丸山委員 勿論。要するに、しつこいけどあくまでもここで作ったのは基本条例ですと。これは運用じゃないんですよ。罰則規定もなければ運用も書いてないし、要は正に仕組みが無いわけですよ。だからこの仕組みを考えるときに、もう一度参画する課題とそれから参画する手法、これを合わせて考えて事前評価・事後評価それから政策提案を出すか出さないか、それからそのシステムを誰が評価するか、そういう課題を行政のどういう人達が提出して我々が議論するか。という仕組みを新たに作ろうということ

なんですよね。だからこれに収まるかどうかじゃなくて、この条例から逸脱しない、これの進歩したものを作ろうっていうことなんです。事務局さんそれでいいですよ。

議長 丸山委員の考えは6ページの 、審議会その他の附属機関における委員の公募があって にパブリック・インボルブメントと入れて、 で上記のほか適切と判断される方法と。

丸山委員 もうそうしていただければ、私は100%同意できます。それで最後は多数決で現状でいいっていうなら、それは仕方ありません。議事録に残るだけで。

議長 例えば6にパブリック・インボルブメントが入って、上記のほか適切と判断される方法がなくなるのであれば理屈上はあれだけど。

丸山委員 コンセンサス会議と政策提案と市民会議がその他で残るわけでしょう。もっと高度なんです。これは。ようするにコンセンサス会議を作るとしたら大変なんです。科学技術者を集めたり。

赤津委員 その他の部分を一部分だけこっちに取り出して、インボルブメントだけ。その後ろにほかのものもあり得るからその他って書いておかなきゃいかんと、こういう形なんです。

丸山委員 ちょっと議論が噛み合わないんですよ。というのは、何度もしつこいけど、ここでの1から5というのはとりあえず決めましたっていう1から5なんです。それでこの委員会ですとことん議論して、この5つでいいのか、もっとあるんならほかの方法は無いのか、それを議論した上で私たちが参画できる手法を設定しましょうってことなんです。

赤津委員 それは枠組みでしょうと。

丸山委員 枠組みというのは。

赤津委員 1から6まで整理したやつね。そのうちの6っていうのは、色々まだあるよと。例えばね、そのうち全部考え方を並べて行くのか、使えそうなのか一番いいやつを出して、あとはその他ということで整理するっていうことなんです。

丸山委員 そうです。

赤津委員 ということは、条例のほうの13条のその他の部分の表現と、その一部を持ってきているわけだから差異がないと、問題ないと。要するに条例を逸脱していないですよという説明なんです。

丸山委員 勿論。

赤津委員 その他適切に云々という部分はね。それはそれでもう書かなくていいんじゃないのかと。例えばね、先ほど出ているような、その他インボルブメント、審議会を含めてその他にはこんなものがあるよと、それは何時でも使えるその他ふさわしい云々と使える事になるわけですよ。そうした方が市民レベルからいけば理解がし易いんじゃない

ないかと。いくらここで高等な議論をやっても見た人がね、ここはこうだ、そこはこうだと、逸脱してないと、というような表現よりはいいのじゃないかと。

丸山委員

じゃあちょっと簡単な例えを出しますね。今の若手人気女優は誰かとアンケートを取りましたと、1位綾瀬はるか、2番新垣でもいい、それから榮倉奈々でもいい、で、1、2、3、4、5と順番付けますね、今の人気女優ベスト5って。それで6番以降もたくさん、あと10人くらいいますよと、人気女優。と書かれた時にね1から5番まで実名が出た女の子と6番以降その他になったものと全然違いますよね。評価が。私が言ってるのはそういうことなんです。市民がこれから利用できる参画の手法として、1、2、3、4、5があります。その他6、7、ナンバーが付かないわけだからその下に高度なものからレベルの違うものがだーっと並んだときにね、1、2、3、4、5って、じゃあなんなのってことですよ。そうじゃなくて1、2、3、4、5、6までがここで近いのであればね、6までは一応入れておいて、その他は併記するほうが論理的じゃないですか。ようするにどっちが論理的かということを行っているわけですよ。

佐藤（藤）委員

確かにそのとおりだと思って私もそう言いましたけど、現段階で実はインボルブメントをこの場で論議しても、たぶん分からないですよ。実際にどうであるかということは分からないですし、それが実際に6番目に来るかということも分からない部分もあるので、一応、今の段階ではその他の中の例として挙げてそれを説明して市民の皆さんにそういうのがあるんだよということを知っていただいて、次の段階でやってたほうが分かりいいんじゃないかなと、ふと今話しを聞きながら思ったんですけど。

佐藤（芳）委員

分かりづらいから入れないとかそういう問題ではなくて、分からないのであればワークショップって言葉も十分に分からないんです。ただ、ここに書いてあるから何なんだろうということで学習が始まるわけで、重要な事であれば6番でも7番でも入れておいて、これはこういう事なんです。だからここに入ってるんです。というふうに言える方が、重要な事なのであればね。これが重要でないのであれば話にはならないんですけど、これはやっぱり入れるべきものであるのであれば6番にしておいていいと思います。

赤津委員

だからそこが問題なんです。極端に言えばまだ一般的には普及してないというようなことがあるんで、かえって混乱させるかなと。

丸山委員

ワークショップって今、佐藤さんおっしゃったけど、ちゃんとしたワークショップって多分ほとんど行われてないと思うんですよ。そうであれば僕はワークショップ省きたいんですよ。というのは、今いろんな地域で、ワークショップって言葉を止めましょうっていうのが先端的な市町村から出ているんですよ。いわゆるこれは住民参加とかの研究者の中から。それはなぜかって言うと、ここ四、五年であまりにもワークショップが流行り過ぎちゃって、はい旗上げました、紙出しました、ポストイット書きました、系統図で整理しました、ペーパー出して発表して写真取りました。それがワークショップになってっちゃってるんですよ。で、残念ながらここに書いてある説明、4番目か3番目でワークショップってありますよね。カード等を使った少人数のグループワークにより参加者全員が意見を出し合って合意形成を図る。これがワークショップじゃないですよ。ようするにそういう議論をして行けば、ワークショップって分かっているのと言ったら、たぶん分かってないと思うんですよ。もう一度繰り返せば、市民参加の手法としては妥当でないというような動きも今出始めてるんですよ。

ね。ただ、ちゃんとやればすべていいわけですよ。だから、今、佐藤さんのおっしゃった話と一緒にこれは分かりにくい、説明しにくいから止めましょうって言うのは私はそれはおかしい考えだと、要するにアンケートについて一番最初に意見が出たように、アンケートって書いてあるけどアンケート取ればいいんじゃないって事を皆さん一致したわけですよ。ちゃんと目的意識をはっきり持って、それから伝達手段もはっきり持って。

赤津委員 止めたほうがいいんじゃないかと、時期がちょっと早いだけの話という感じなんだよね。

丸山委員 次は来年になるでしょ。そしたら、来年、再来年っていつてるうちにね、この日本おかしくなっちゃう。

議長 ここだけではちょっとあれですので。たぶん上記のほか適切と判断される方法を生かしてね、その下に例記するのはどうですか。

丸山委員 だから、さっきからそれおっしゃってるけど、それで両方サイドが議論しているんじゃないですか。

議長 いや、例記というのはパブリック・インボルブメントじゃなくてね。そのほかの政策提案だとか市民会議だとか。

丸山委員 だから、それはまずいぞっていう意見派と同調派が今まで議論してるわけですよ。多数決取ってください。多数決を取って議事録に残してください。

議長 このまま切るのも僥いないんでね、私の提案です。上記のほかパブリック・インボルブメント等適切と判断される方法ということで表記したいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

(賛成、反対の声それぞれあり)

議長 よろしいでしょうか。

(よろしいですの声あり)

議長 ではそういう形で表記させていただきますので。

佐藤(芳)委員 すみません。今、何人反対で何人賛成だったんですか。

議長 では、議長案に賛成の方

(出席委員8人中、議長を除く5人挙手)

議長 議長案に賛成ということで、パブリック・インボルブメントという言葉は入れさせていただきます。

佐藤(藤)委員 説明は勿論加えるということですよ。中身の。

議長 そうです。

議長 はい。ありがとうございます。それでは8ページ、参画の仕組みの参画方法の事前公表について。基本条例の13条の2項に参画の方法を決定したときは、これを事前に公表するものとする、こういう事があるわけなんですけど、この公表の仕方について、何を公表するのか、あるいはいつ公表するのか、このへんを具体的にしておかないと取り組みが進まないかと思しますので、ここに参考例で挙げていただいたのは粕江市のどういう方法で公表するかということなんですけれど、いま花巻で行われているのは何々どういう形で公表されているんですか。

事務局（阿部課長） 市民参画という形は従来から大なり小なりある。ということなんですけど、例えば市民に説明会を行いますとかパブリックコメントを行いますとかそれぞれの計画ごとにこれまではやってきたわけです。今度の新たな仕組みの中ではそれを例えば1年分まとめて、予め市民の皆さんにお知らせすることによって、できるだけ多くの方がそこに参画していただけるのではないかなという考え方だろうと思います。

議長 はい。ありがとうございます。それでは具体的に委員さん方から今までの公表のされ方等を踏まえながらですね、こういう形で公表してもらいましょうということでご意見をいただければと思います。今までの話の中にも皆さんのほうからも出てきてましたけど。

平賀副委員長 粕江市の場合の1から4、これは妥当かなと思って、外せないかなと見てみすけれども、今、1年まとめて市民に公表っておっしゃたような気がするんですけども、1年まとめて市民に公表できるのでしょうか。それをこの窓口とか広報とかホームページとかに一遍にぼんと出す...じゃあ今、花巻の方法がその方法ということで聞いていいんですか。

事務局（阿部課長） 現段階ではそういうふうにはなってないです。

平賀副委員長 なってないですね。確か、だから、じゃあこれからどうしようかってことでの議論だから、この1から4以外にも何かあれば出すっていうことで、基本はこれでいいのかなって思っは見てます。ただ、時期をいつ出すのかとか、いろいろ疑問は残りますけど。

議長 まず、最初に公表の手段というか、どのような手段というか、そこに絞ってご意見をいただきたいと思います。

（丸山委員作成資料の配布依頼が議長へあり、議長が了承）

丸山委員 今ですね、事前評価とか公表とか仕組みとか色々な話が出てきてるわけですが、もう一回整理しておきたい気がするんですよ。いま私たちがやっている市民参画の仕組みとは何ぞやということをもう一回確認したいのは、まず、真ん中に参画対象、計画・施策と書いてあります。二重丸の一番真ん中に、これが、今まで前半でやってきた、どういうプロジェクト、計画を参画の対象にするかという議論をやってきたはずなんです。それを、提示するのは市の執行機関。左下、市の執行機関が条例・参画の仕組みに則って提示するわけですね。それで、いま事前評価・事後評価、何をすべきかっていうのは、この行政の執行機関がいつ、どこで、どういうものを公表するかっていうのが今のテーマなわけですね。それから、真ん中の丸のP、D、C、A、計画、

実施、評価、修正・展開って書いてあるのに、市民はこのP・計画、D・実施、C・評価これ全てに参加できるんですね。グレーの色抜きしている所です。それでこのP、D、Cの市民のグレーの矢印のある、この参画の手法、これがさっき議論してた1、2、3、4、5、アンケートであったりパブコメであったり、私はインボルブメント入れてくれて言ったんだけど、この参画の手法がP、D、Cに絡まってくるわけです。どういう手法をそれぞれの段階で適用するのか。それで本来なら修正・展開ってというのは、これは行政がまた新しい計画を練ったり、その次の課題解決に向けた修正作業だろうから、多分ここには市民ってのはなかなか入ってこないと思うんですけど。こういう事をいま議論していて、私たちがいま何をしてるかっていうと、この全てに我々の委員会がかかわってるわけです。一番右端に花巻市まちづくり参画・協働推進委員会って書いてますけど、ここで行われている行為すべてにこの委員会は一応責任を持っているということで、この仕組み自体をいま作ろうとしている。それで、仕組みができた後はこの仕組みがどう動いているかってことを評価しなきゃいけない。これだけ委員会の役割なわけです。右下に書いているけど、参画・推進委員会が仕組みの全体・効果・問題点、それと個々の施策への対応を条例・仕組みに則って評価・修正すると。要するに私たちがプロジェクトを評価するんじゃなくて、Pの計画段階で市民参画が上手くいったか、Dの実施段階で市民参画が上手くいったか、Cの評価段階で市民参画が上手くいったか、その上手くいったかどうかを評価するのがこの委員会だと。その具体的中身じゃないですよ。プロジェクトごとの。それで、私たちが全体の動きを評価する仕組みを考えると、個々の仕組みを考える役割と両方兼ね備えた任務を私たちは担わされているということだと思っんですね。それで、いま問題になっている事が、これが私いまだに良く分からないところがあるのは、課題として左端に書いてます。市の執行機関の誰が、いつ、どのような状態、個人なのか会議体なのか、で、参加対象を検討し、提示し、参画計画を立てるのか。これが、まだ我々には見えていないんですよ。だから、ひょっとしたらこれが見えてこないって評価云々ということもできないかもしれない。というのは繰り返しますが、今までは個人で気の利いた行政マンが居ればいろんな素晴らしい参画をやってきたけど、これからはそうじゃないと、いろんな事業に対して参画の必要なものは担当が変わろうが個人が変わろうがちゃんとシステムティックにできていく、その仕組みを考えるんだっていうのがこの委員会なわけで、個人とか資質によってこれが変わってきちゃ困るわけです。それで、じゃあ行政はいま、例えば毎年100、200、300ある計画の中で、個人の担当課の担当会議でどれを参画対象とするのか、それを発意するのは個人的な役場の職員が会議体を出して会議体で審議させて最終的にはそれを市長にとおすのか、それとも参画部長なのかまちづくり部長なのか、そういう責任者をとった上で、今年度にどれを参画対象としましょう。一応、今年度の市民参画対象プロジェクトは1、何とか橋梁工事、何とか公園、何とか埋蔵センター、4、何とか条例制定、この4つを対象とします。それに関してはアンケート取ります。建物に関してはワークショップやります。行政手法自体に関してはインボルブメントやります。というようなテーマをくっ付けて我々に公開してくれると、それが今いう事前の我々に対する通知なわけですね。だから、誰がいつ、どうという、そのこと自体を今ここで仕組みを考えているんだということをもう一回確認して進んで行きたいという意味でこのペーパーを出しました。このペーパーに関して疑問、おかしいと思われる方があったら。

藤井(公)委員

おさらいとしては素晴らしい。で問題は、進みましょう。事前公表の手法ですね。これを今、副委員長さんは粕江市の現在、我々として考えられる、とご発言あったんですが、非常に各地区ごとにインフラの整備が違うものですから、何回も言うようにたまたま東和地区に居るものですから、いつかバスの話あったんですが、有線放送というのはえらい効くんですね。ただ、全市に無いから、はたして一地区だけそういう

インフラを使っていいのかという議論もあると思いますから、それがちょっと悩みな
んです。せっかくあれだけの有効なコマーシャル手段があるわけですから。まあ、
それに変わるような、有線放送をうまく活用するとか。

丸山委員 提案です。花巻市で一番大事なことを忘れてやいませんかっていうんですが。これ
はあくまでも狛江市の事例で、花巻市はせっかく小さな市役所を作ったんですよ。そ
れからコミュニティ会議を作ったんですよ。これがここに入ってない手はないですよ
ね。

議 長 どういう表現にしますか。具体的に挙げていただいて。

丸山委員 要するに地域振興センター及びコミュニティ会議を活用。

議 長 の、窓口。

丸山委員 窓口なのかそこにペーパーを置くのか、会議体を開くのか、そこはちょっと。そこ
の具体的な文言選びは。

議 長 それでは地域振興センターというだけの表現にしますか。

丸山委員 地域振興センターとコミュニティ会議と両方入れていいんじゃないですか。

議 長 いかがですか。

(賛成の声あり)

議 長 はい。ありがとうございます。ほかに。

丸山委員 これは事務局に対する質問なのか、ここで考えるべき事なのか分かんないですけど、
例えばですね、これは後から言おうと思ってたんですけど、今、埋蔵文化センターの
計画がありますね。実はあれは何故パブコメしてくれなかったのかと、非常に条例
違反じゃないかと思っているんですよ。もう8億かなんか予算が付いて議会で3億何
千万か付けてますよね。で、市民に問いかけがなかった。これは条例違反。まず、後
から言いますけど。で、今度ここで事前に参加のテーマと参加手法を公開する時に、
例えばにしますよ、埋蔵文化センターの計画があると、8億ぐらいのプロジェクト
ですよと、基本的には花巻地区から出た埋蔵物を整理、収蔵、文献調査等、研究機
関に使用すると。それから併設して例えば展示場とか子供たちの集会場とか勉強施設
とかAVシステムとか配置しますよ。というような計画を出してそれに対して意見を
ください。というレベルですね。どのレベルまで今考えてらっしゃるのか。例えばそ
ういう施設計画のこと。要するに今、ここで公表されるのが何月何日に埋蔵文化セン
ターについてアンケートとります。何月何日にパブコメします。たぶん宮古市あたり
だとそのレベルの広報活動なんですよ。でもそれじゃあ何やるか分からないんですよ
ね。次のステップとして、その伝達手段としてどういうシステムを今お考えなのか。

事務局(阿部課
長) 確かに今、丸山委員がおっしゃったように、施設の場合、建設計画の段階で市民参
画いただくわけです。参画の段階として、さきほど三段階だという説明をいただきました。
施設の計画の場合、考えた場合に建設計画、あるいはそういった施設を作るか
どうか最初の段階で市民の方の参画をいただくと、これは当然であろうと思います。

それによって、いろんな意見が出てきて、それらを反映させて、実際に設計ができあがり次の段階として工事に入るわけですけれども、そこである程度形が見えてきた段階で、やはり設計書だけで参画いただいていますから、そこにまた市民の方の参画も必要になってくるんだろうなと。例えばバリアフリーの部分がどうなのかとかですね、実際にその場面に行って見て確かめていただくといったようなことあるかと思いますが。さらに、それらも取り入れながら施設が完成に近づくわけですけれども、今度は評価段階ということが出てくるかと思います。その段階では今お話がありましたとおり、その施設をどういった形で運用してかという部分でまた市民の方々の参画をいただくと、実際どういった運用がいいとか、あるいは今お話あったような学習機能を持たせるとか、体験機能を持たせるとか、いろんなものが出てくるかと思います。そういったことで、実際に事前公表するといえましても単純に一年分どんと公表できるものもあるかもしれませんが、やはり段階段階で公表しなければならないものも出てくるかもしれません。法律の場合なんかも国の制度によってですね、途中で出てくることもありますので、そういったのはそれぞれの事案によって考えていかなければならないものもあるんだろうなと考えております。

議長 はい。ありがとうございます。よろしいですね。先ほどのところに戻りますが、地域振興センター、コミュニティ会議、広報紙、公式ホームページ等あるかとは思いますが、そのほか何かないですか。窓口も入りますね。そのほか付け加えたいもの等ありますか。なければとりあえず。

丸山委員 これこそ、その他効果的な方法が見つかったら使ってください。

議長 ということでね、その他の項目を入れると。それでは次行きます。どういう内容というか項目を公表していただくかということで皆さんからご意見を伺いたいと思えます。例えば前にも参考例としては出てますけど花巻市として公表されている項目、あるいはそれに付け足して、やっぱりこういう部分も公表したほうがいいんじゃないのとか、具体的なものがありましたら出してください。

丸山委員 今、条例違反ではないかと申し上げた件なんですけど、実は朝日新聞の4月14日に花巻の早池峰山岳博物館、建物の存在ピンチと、ぶっ壊すかもしれないぞ、という記事が出てびっくりしました。実はこれが先ほど言った8億か9億かける埋蔵文化センターを作ってそっちに資料が行くから...

藤井(公)議員 今の話の続き、議論になるんですか。

丸山委員 もちろんです。それで、これは今パブコメされてないんですよ。まったく。それともう一点。これは広報紙、議会報かな、空港のターミナルビルの活用方法。これについて既に議会のほうでは議論が始まっているようなんだけど、これ自体もパブコメになってないようなんですよ。それで、実はいま仕組み作ってるんだけど、条例が去年の4月施行されているわけで皆さん頭の中にあっただけなんだけど、要するにこれがなぜ出てこなかったのか。パブコメの対象になってないのか。今後はどうなのか。例えば先ほど埋蔵文化センターのお話をあっしたけど、いま基本設計に入っているのかどうか。基本設計に入っているのであれば基本設計の前に意見集約しないとまずいですよね。どんな施設にしたいのか。今回はこの二つを事例にご説明していただきたいんですけど。例えば途中段階であっても埋蔵文化センターはもう基本設計終わっちゃったからパブコメしませんよってことじゃないと思うんですよ。例えばある基本設計は終わったけど、実施設計に移る手前の段階では当然パブコメできるわけで

すから。そういう話も含めて埋蔵文化センターの事例で結構ですから話してください。

藤井（公）議員　　今、全体の仕組みの議論をしている中で、現在進行形の問題点を指摘して全体構想に結び付けようとする自体、間違いではないと思いますけども、なんかちょっと時間がかかり過ぎてあまりしっくりしないんですね。そこで、委員長に交通整理していただかないと。

議　　長　　　　　　極力絞って、具体的に簡潔にお願いします。

丸山委員　　　　　　それでは趣旨を説明します。要するにいま花巻市にとって巨大プロジェクトなんです。8億、7億使うプロジェクトって。しかも箱物ですよ。これは本来なら基本計画の段階からパブコメにかかるべきだけど、仕組みが無いからたまたま出されてなかったとすればおかしな話なんですよ。というのは何度も言っているように、仕組みが無かったってパブコメにはいろんなプロジェクトがかかっているわけだから。なぜあれがからなかったのかというのが一つ疑問。それから、これから8億、9億お金がかかってくわけですよ。税金が。市の税金があれば国からの補助金も当然あるんでしょうけど。じゃあこの8億のプロジェクトはいま進行中だから、これは検討課題に入らないんじゃないかと、こうこれから基本設計が終わって、それから実施設計に入って、それから着工して、それから最終的には出来上がってその出来方がどうだったのかという評価まで、まさにこれこそが評価対象なんですよ。いい事例です。

藤井（公）委員　　ですから、であればあるほど、我々の責任として早く答申をして、これが実際に動くようにスピードアップするのが我々委員会のむしろ責任ではないですか。そういう問題があるということは分かったと、その中身を突っ込んでいってどうしてなんだとやって戻らないでしょ。

丸山委員　　　　　　違う違う。それを事例として説明してくださいって言っているんですよ。

議　　長　　　　　　今、時間がないところで皆さんに協議いただきたいのは、公表の項目、その事について事例ということであればいいんだけど。どういうものを公表して、いただかなきゃいけないのか、その部分を具体的にいま挙げていただきたい。

丸山委員　　　　　　その為にテーマ出したんじゃないですか。建物作るときに公表する項目は何ですかということを出したんじゃないですか。

事務局（阿部課長）　　それでは大迫に建設されております、総合文化財センターについてですけれども、これは合併前、平成15年に、大迫の総合計画にこの建設計画が盛り込まれてございます。17年に市町村合併が具体化してきました、新市建設計画に引き継ぐということで建設検討委員会を設置し、4市町の専門家、有識者を委員として入れて基本構想を策定したと。この段階で当然建設場所等の議論もなされるわけですから、地域のグラウンド利用している方々からも説明し意見をいただいていると。その後合併しまして、平成18年、19年に市としての計画をまとめるために、建設検討委員会あるいは文化財保護審議会、これらの意見を取り入れながら修正を加えて基本計画をまとめた。その後、地域協議会、議会、文化財保護審議会に更に概要説明し、基本設計、実施設計が既に完成しているという段階のようです。そして今年度、建設に入っていくという段階で、今後の予定として建物の内容とか構造は、やはり専門性が強いということで多くの意見を反映させることは難しかったんだけど、今年度。展示の基本設計とか、あるいは体験学習プログラム、そういったものを作ってこの施設の運用を進めていか

なければならないということで、市民の意見を反映させるべく手法をとっていきたいと考えているようです。

議長 はい。今のお話の中から抜き出すと、この公表の中身なんですけど、この対象となるもの。まず一つ必要ですよ。それから公表する時のねらい。何のために公表するのか。それから参画の方法、これは実施時期とのかかわりも出てきますけど、いわゆる計画の段階あるいは工事の始まった段階だとか工事中、あるいは終わった段階、実際の運用をしていく段階とかね。こういう部分で参画方法と実施時期。それから当然どういうところで担当しているか等だと思いますけど。そのほかにこういう部分も公表が必要でないかということがありましたら委員の皆さんからお願いします。対象、公表のねらい、参画方法、実施時期、担当課。

佐藤（芳）委員 事前に公表するものとなっておりますが、今のお話を聞いてて、いつまでが事前なのか良く分からないのですが、それをまず定義しなくっちゃいけないんじゃないですか。

議長 それで、例えば数字を挙げてね、1ヶ月前とか2ヶ月前とかそういう表現はなかなかできないと思うですよ。何か基本的な考え方みたいな形での表現を答申できたらいいと思うんですけど。

丸山委員 また皆さんに怒られそうだと思うんだけど、やっぱりやり残してきた事なんですよ、これが。というのは、いま私、建設計画の話しましたよね。そうすると200万円の道路工事も1千万の小屋を作るのも10億の建物も同列には考えちゃいけないわけですよ。今こだわっているのは7億、8億の箱物だから、さあ大変だぞと言ってるだけであってね、1千万の建物まですべて厳しくしろと言っているわけではないんですよ。だから仕組みさえできれば今の話は簡単でね、佐藤さんがおっしゃたように例えば5億円以上でも2億円でも1億以上でもいいや、そういう箱物なら金額で一応グレードを分けてもいい、それから近隣公園、児童公園であれば子供たちの専用性が高いから児童公園に関してはしっかり意見聞きましょうとかね。要はその仕組みを作っておけば、要するに10億の建物なら基本設計の前、もしくは意向調査というのは建てるか建てるべきでないか、どこに建てるかということから当然市民参加しなきゃいけないはずなんです。だから仕組みができたとしても簡単なことで、複雑でも何でも無いことなんです。だからいま佐藤さんがおっしゃたように我々がさっきから話している計画、実施、評価って何ぞやと、計画って何なのかって言ったら、やっぱりゼロフェイズからなんです。その確認さえできてればいいと思うんですよ。今、既に基本設計できちゃったっていうのは、既にゼロフェイズじゃあないわけで、10のフェイズがあれば3段階4段階なんです。逆に基本設計済んじゃったらもうプロジェクト終わったようなもんなんです。

議長 まず、進めたい。いまお話いただきたいのはですね、まちづくり基本条例の13条の2項に市の執行機関は前項各号に掲げる参画の方法を決定したときにはこれを事前に公表するものとし、また、先ほどはどのような方法で公表するかということをお話いただきました。それから、いま皆さんでお願いしたいのはいわゆるどういう事業、対象となる事項ですね。公表のねらい、参画方法、実施時期あるいは担当部署、こういうのをこういう項目で公表してもらおうというのがいいのか、あるいはまだ必要なのか。いま佐藤委員さんからは実施時期にかかわると思うんですけども公表を事前にするという時の事前というのはいつなのかと。それを表現を確定できないかという話なんですけど、これについては事業にもよるだろうし、あるいは具体的に何日、何ヶ月前とかという表現で一般化はできないでしょうから、そうであれば

基本的な考え方として何か文章表現で添えて答申してく形でいいのではないかとということなんですけど。皆さんからどういう文章がいいのかとか、もっとこういう示し方でいいのではないかとあたりをお伺いして次に進んでいきたいんです。まず、項目はいかがですか。対象となる事業、公表のねらい、参画の方法。

丸山委員 ちょっと待ってください。要は対象となる事業はもう済んでいるんですよ。3ページで。

議 長 そうではなくて項目、報告していただくべき項目。さっきの例でいくと埋蔵文化財センター、その名前です。ただそれだけ。

丸山委員 そんな議論じゃないじゃないですか。

議 長 議論じゃないから、早く項目を確認して。

丸山委員 いや、それは3ページに書いてある1のまちづくり基本条例第12条で定める重要な計画の5番じゃないですか。公共な用に供される重要な施設の建設計画及び変更。これが空港なのか公園なのか話してもしょうがないんじゃないですか。

議 長 その中身じゃなくて項目をどうするか。8ページの紫波町の事前公表の例がありますよね。紫波町では区分と対象事項も名称と内容と実施予定方法、実施時期、担当部署、こいうところを公表してもらってるということなんだけど、花巻はいかがですかということを知っているんです。

丸山委員 これを項目って言っているんですか。

議 長 そうです。そうじゃないと公表と言っても何を公表するかがはっきりしない。

丸山委員 そうしたら、これ1個1個やるしかないじゃないですか。例えば我々が考えているのは、さっきの3ページに戻りますよ。市の基本構想、基本計画これの事項、計画云々これはいったいどういう項目を出すのか、市政に関する条例、これはどういうのか、まさにこれは紫波町は条例を事前に行っているわけだし、それから3番目の市民生活に重要な制度、これはどうするのかとか1個ずつやってかないと、ものによってこれ全部違うわけじゃないですか。

議 長 ものによって違うから枠組みだけね。

丸山委員 進めてください。私には理解不能だ。

議 長 例えば実施時期は公表してもらわなきゃいけないですよ。参画方法が決定したらいつやるんですかと。これはきちっと公表してもらいましょう。それからどういう方法で参画してもらいますかと。これは最低限、いつどういう方法でやるというのは絶対報告してもらわなきゃならない。事前に。そのほかに何か必要ないですかと。その項目確認したら、さっき佐藤委員さんおっしゃた事前と言ったっていつが事前か分からないというのが当然出てきますので、そこに配慮事項なりとして計画がまとまった段階では速やかに出して欲しいとか、何か付け加えたらいいんじゃないですかと。

平賀副委員長 紫波町の事例と宮古市の事例は中身が同じだと思うんですが、書き方の違いだと思

うんですが、花巻の場合この項目、区分だとか対象事項・名称、内容もちろん無いといけないし、実施方法それから実施時期、担当部署、最小限これはやっぱり必要だと思います。あと、プラスアルファは今考えられませんが、もし皆さんであれば何かこれに足すという方法はどうでしょうか。

議長　これは前に資料として事務局から添付されたものの抜粋ですよ。

平賀副委員長　こういうことがないと進んでいかないでしょうから何か別に方法があれば。

議長　いいですね、いま挙げたような中身で。

佐藤（芳）委員　何回か発言してきているんですが、意見の中で、問題意見として書いてあるんですが、全ての事業に関して公表していただいてかまわないのではないかとということで、例えばここでただ を付けてもらうのであれば、これは市民参画しませんという所を付けてもらって理由は1番です。2番です。というくらいだったら全件出してもらえばいいのではないかと。それは市民に向けてもいいですし、この委員会に向けても当然あるべきだと思います。

平賀副委員長　事業の全てということですか。300あったら300すべてということですか。

佐藤（芳）委員　はい。

藤井（公）委員　それにしても3ページでいう、範囲と除外とありますから。その範囲での話だと思いますけど。

佐藤（芳）委員　ですからその時に、各課は事業を執行するのに当たって必ずこれを議論しなければならないわけです。これは市民参画させなければいけないんじゃないかと。その時にその結果がなければいけないわけですから、その結果を全部出せて言うんじゃないかと。付けてるだけですから、それほど面倒なことではないと思います。見る方は面倒ですけどね。でも知る権利はあるわけですから出してもらうかまわないと思います。

丸山委員　整理する意見です。この話はズーっと出てきてて、最終的には佐藤さんがおっしゃる、私もズーっと主張してたんだけど、すべてのプロジェクトは市民参画ですと。だけど、その中でどれを参画対象にしたかという、そのリストを出すまでは行政はやってくれるよという話になってたと思うんですよ。300、400のプロジェクトありますよと、これは対象にする、しない、なぜだ、なぜだと、そこの分類表までは出していただけると。言い方が変かもしれないけど、いままでのやりとりは、しつこいけど議決とか決議採ってないと思うから何とも言えないけど、雰囲気としてはやってくれるんだという話になってるような気がするんで、今ここで事前公表の事例っていうのはあくまでも二つ以上、複数の参画対象をするものに限定して話していいんじゃないでしょうか。

議長　今確認したいのは事前公表の何を対象にするかじゃなくて、原則公表してもらうことでいいと思うんだけど、何をですね、正にそれぞれの事業の参画の方法は少なくとも公表してもらわなきゃいけないですよ。なら参画の方法、それから、いつやってもらうかというのが実施時期、ここの確認ですよ。

佐藤（芳）委員　　ですから項目として、実施しない理由。

議　　長　　そういう意味ですか。

佐藤（芳）委員　　でも、それを見たら、例えば東和の人が東和の事業見て、便所作ってるんだとかね、分かるだけで市民参画じゃないですか。

藤井（公）委員　　それでね委員長、今のご質問どうですかってことだったけど。私まだ理解しかねてるんですが、整理の仕方として委員長お考えになってる事をこれから全部まとめる上でね。次回、答申になっていくと思うんですが、ちょっと事前に事務局と委員長とでイメージを合わせていただいて、ある意味ではまとめですから、そうしていただかないと、私はさっきから委員長の質問にどう答えていいかわからない。

議　　長　　質問が通じない。紫波町の例の皆さん下の方に関心が向いているかと思えますけど、私が聞いているのは、上の項目はどうしますかって意味ですよ。だからどの事業を入れるかとか入れないかという意味じゃなくて、その事業の何について公表していただくか。

藤井（公）委員　　何について公表していただくかということになると、事前という計画段階、実施段階、評価段階、それは全体的な条例とか建物とか施設とかによって実施方法、実施時期、全部ばらばら、変わってくるわけですよ。

議　　長　　ですね。だから個々の事業によってばらばらなので、基本的に一般化されたね、こういう項目は公表してもらいましょうと。

藤井（公）議員　　だからそういう一つの事例として紫波町ではこういう項目で、実際推進してると思いますから、これ以上に何かあるかという話ですか。

議　　長　　そうです。それだけのことです。宮古の場合は3つで公表してもらってるということですので、花巻はどうしますかということですよ。

藤井（公）委員　　十分じゃないですか。

議　　長　　細かい上の方の形でやっていただきますか。よろしいでしょうか。

（賛成の声あり）

丸山委員　　意見です。さきほどのペーパー、簡単に済ませていただいちゃったんですけど、ここで一番私が問題だと思ってるのはですね、左端の課題の市の執行機関の誰がいつどのような状態で情報提示するのかと。それで一番大事なのは参画計画を立てなきゃいけないんですよ。で、この計画って何なのってのが我々にも分かってないんですよ。実は、だから、個人が決めるわけじゃないですよ。例えば参画推進会議みたいなものが行政の中にできるのか、それとも各部署で一人ひとりが、これは参画対象にする、しないって判断をして部長決裁かなんかで回っていくのか。それとも、じゃあまた埋蔵文化センター、事例ですよあくまで、条例違反なんてことは言いませんから。あくまでも事例として、あの建物であれば基本計画の前の基本構想から質問しますよ。基本構想であれば建てる位置であったり、規模であったり、中にしまう物であったり、そういうものを聴取します。それから子供たちに対しては児童が使いやすい学習教室

であったり、勉強のスペースであったり、欲しいですかと。おじいちゃんおばあちゃんにとってはAV教室、生涯学習のスペースは欲しいですかと個別に聞きます。というのがまずゼロフェイズでの計画だと思うんですね。次に基本設計に入りますね。基本設計に入るとき本来なら公開審査すべきなんですよ。コンペをやって設計者をコンペして、コンペの審査も本来なら市民が入って審査委員会ができて、で、コンペが決定した。で、それを公開する。それでコンペで出た基本計画を公表してこれでいいですかと。いやちょっと、埋蔵文化センターだけどいっしょに縄文の料理もできれば、ずんだもちでも作りてーなという人が居れば、埋蔵文化センターだけど調理室のちっちゃいのを併設しましょうとか修正ができるわけですね。それから修正したのを今度皆に諮って実施設計に移りますと。実施設計はもう基本的にはあんまり我々手は出せないんだけど、それから実施設計が完成したらパースとか図面とか色とか駐車場との位置関係とか出てくるだろうから、そういうものをまた公表して意見聞きますと。それから建設段階に入りますよと。建設段階ではスロープの問題であるとかバリアフリーの問題であるとか、ここにはエレベーター、ほんとはこっち付けたかったんだけどもここに付ければ200万円プラスで付け替えられるねってのであれば、要するにそういう計画を立てなければならぬんですよ。

議長　　それでね、横のこの報告いただく項目が確定すれば、あと付け足してね。いわゆる今は実施時期にかかわってくるんですよ。その計画の段階あるいは進んでいる段階だとか、その実施時期にかかわっては是非こういうことを配慮して進めることと、そういう添え書きでやりたいんだけども何かうまい表現ないですか。今、丸山委員おっしゃった事を端的に。

藤井（公）委員　　今の話を仕組みの中で考えると、大前提に戻って行くくらいの大事な根本の話なんですよ。いわゆる行政マンが一人ひとり各課でね、すべて物事を考えるときに、それを入れるかどうか、単なるこの最後の実施時期だとか実施の方法だとかいう話じゃないんですよ。

議長　　答申するときは一般化された形でしか答申できないと思うんですよ。あとは臨機応変にね。臨機応変に進めるときの留意事項を何か文章でまとめられれば、それを付けてあげれば。そうでないと、具体的な話をいま始めるとそれこそ一年かかっても結論が出ない。

丸山委員　　いつも勘違いされちゃうのは、具体的な話じゃないとイメージが湧かないでしょと思うんですよ。皆さん私より頭がいいみたいだからすぐ理解されるんだろうけど、具体的な事から考えないと細かい所って分からないんですよ。そうであればね、要するに中身は何も分かんないんだから、要するに市民会議って何回やるのとか意見交換会どうすんのとかパブリックコメントってどうすんのと。これにどうしてパブリックコメントが入ってないのか不思議なんだけど、やっぱりやり方が面倒だからだと思うんだけど。であればこの程度の事が書いてあればいいんじゃないですか。ただ問題はさっきから言ってる、要するに事前公表する為の、この仕事、事業、計画を進めるための市民参画計画というのがどこかで立てられなければ、そこが立てられてこの言葉が決まってくるだけであってね。それが無いのに、計画が無いのに意見交換します。パブコメします。会議します。こんな計画ならなくていいわけですよ。そうじゃなくて、それを裏に置いてそれぞれの重要課題に関しては市民参画計画、市民参画計画というのは今までどこの文章でも出て来てないから、今回A4のペーパーで敢えて入れさせてもらったんだけど、このプロジェクト、課題はどういう参画の方法をいつどうやって事業完成までに進めて行くのかという市民参画プログラムを作らない限り、日にち

であったり手法であったり項目は出て来ないんです。それだけは理解しておいてください。それさえできてしまえば項目なんてのはもっともって出てくる訳だから、ベースはここに置いといていいんじゃないですか。

議長 項目についてはとりあえず、これを踏襲してやるということでもいいですか。それで、その添え書きはいいですか。

平賀（公）委員 いいんじゃないですか。

議長 つまり基本的な大事にしたい考えとかの部分については今は問わないで、項目だけ挙げておく。

丸山委員 そうすると狛江市と紫波町をとるとどうなんですか。例えば事前公表、まちづくり基本条例 13 条 2 項云々があって狛江市が抜けて 1、2、3、4 番目に地域振興センターと。

議長 1 番目に地域振興センターとコミュニティ会議。

丸山委員 はい。じゃあ 1、2、3、4 が来て、それから公表が来るとして条例なのか制度なのか施設なのかそれから対象の名称、それから検討内容、それから参画の、これ実施予定じゃなくて正に参画手法ですよ、この言葉変えましょうよ実施予定じゃないんです。参画手法です。

藤井（公）委員 標題が参画方法なんですよ。3、参画方法の事例だから。この表でいうと左に書いているその中の方法ですから。まあ、どちらでもいいです。

議長 はい。ありがとうございます。ではその区分で事前公表すると。

佐藤（芳）委員 事業の内容は書けるものであれば極力詳しく書いていただく方がいいかと思いますが、何とか条例っていうんじゃなくて何に関するものであるのか、それが特記事項でも何でもいいんですけど、見て分かるようにしていただかないとこれは役に立たないですよ。

議長 分かるような情報で公表していただく。はい、それでは次いきます。9 ページ。参画の仕組みの中に行政評価への市民参画というのがあります。基本条例の 23 条に市の執行機関は、主要な施策や事業について市民参画のもとで客観的な行政評価を行い、その結果をわかりやすく公表するものとします。とあって、説明の所を見ますと、市の執行機関が行う政策、施策、事業についてどのような成果があったかを客観的に評価し、その結果を次の政策等に反映させるものとする。と。主要な施策や事業等について、市民参画による評価が必要であることを定めていると。

藤井（公）委員 このとおり実行していただくと。

丸山委員 このとおりと意見ができましたけど、このとおりってのはどういうアウトプットが出るんでしょうか。我々には一体どういう資料が届くんでしょうか。我々が評価できるっていうのはどういう資料なんんでしょうか。

藤井（公）委員 事前公表の事例がありますよね、これに沿った評価ですからそれなりのアウトプッ

トが行政から出てくるんじゃないですかね。アウトプットの方法まで作りますか。

丸山委員　これは行政評価すべてでしょ。これまで議論してきたものじゃなくて23条の市の執行機関がやってる事業に対する行政評価。だから今まで我々が言った仕組みとは別のテーマですよ。その中に私たち、要するに市民参画でやらなきゃいけないものとして市の行政の政策に対する評価を市民参加でしなければいけないということがあって、じゃあそれをどうしますかという問いかけなんであって、今、重要課題云々、13条云々とやってきたものとはテーマが違いますよということを言ってるんです。

議　長　そこで具体的にここで挙げなければならないこと、挙げたいこと、具体的に出していかないと進まないの。

丸山委員　実は私、これが今日一番最初に言いたかったこと。やっと出てきたんですけど、先ほどの繰り返しではないと思って聞いてください。要するに今年度どう評価されようとしているんでしょうか。要するに前年度か。その評価のアウトプットがどういうものなのか、それを見ないと。まず、叩き台が出てこないの。

事務局（阿部課長）　それではこれまで花巻市が行っている行政評価につきまして、簡単に説明させていただきたいと思います。これはまだ確立されたものではございませんということは前置きしておきたいと思います。事業年度終了後にそれぞれ事業担当課におきまして、前年度実績の評価、これは継続事業の事業費評価、あるいは施策の達成度評価、さらには次年度の改善案、こういったものを検討したものをまとめまして、それを2段階の評価、課長による評価、部長による評価といったものを行っております。また、まちづくり市民アンケートといった形で成果指標を捉えるということで、それを加味しまして、それらをまとめたものを総合計画審議会において評価をいただいていると。そして翌年度の事業予算へ反映できるような形で、いま運用しております。これについては冒頭申し上げましたとおり、そういった一連の流れは確立されたものでなくて、いま試行錯誤しながらこういった形がより分かり易いかといったようなことでやっている段階です。

丸山委員　その中で市民参画というのはどういう時期にどういう形で行われるんでしょうか。計画で結構です。

事務局（阿部課長）　この行政評価の中でいま現在こういった形で市民参画があるかという部分ですけども、広い意味での市民アンケート、市民の市政に対する満足度といいますか、そういったものとか、例えば具体的なお話をしますと、市民の活動状況、例えば定期健康診断を受けられてるかとか、あるいはまちづくりに何か参加されているかとか、あるいは市の仕事の評価、窓口のサービスがどうであるとか、情報提供がどうであるとか、そういったアンケートを行っているというのが一つありますし、あとは総合計画審議会、その中で評価いただいているという形になると思います。

議　長　ちょっとすみません。今4時6分になっておりますが、休憩もとらないですと進めてございますので、あと10分ぐらいのところまで今日の分は終わりにしたいと思います。よろしいでしょうか。

丸山委員　ということはいわゆる新しい仕組みとしての参画手法っていうのは考えてられないわけですね。審議会ってのは今までもやってたよと、アンケートも今までもおりだよと。だから新たな仕組みとしては考えてないと。現在においては。

事務局（阿部課長） この委員会で答申いただきまして、それによってまた新たな仕組みとしてですね。

丸山委員 わかりました。ということで、これ非常に重要なことなんですよ。ひょっとしたら、先ほど藤井さん、このとおりでいいじゃないですかっておっしゃたけど、今まで個別テーマの問題を議論してるんですよ。建物を作るとか制度、条例を作るとか。で、ここにきて一番でっかいのがきたのは、もちろん我々が全て一個一個評価しますよってことじゃないですよ、もちろん。しつこく言っとくけど。これ自体も市民参画の仕組みをここで考えてくださってことが投げかけられているということだけは確認しといてください。以上です。

議長 それでね、確認しといてくださいじゃなくて、ここの部分を我々がどう推進するかっていう具体的な提案がないと。今、市で現状がどうなってるかのお話がありましたので、その部分をどういうふうに改善するのか、その辺りのアイデアなり提案をお願いしたい。

丸山委員 例えば審議会って言いましたけど、どういう方々で構成された委員会なんですか。例えば専門家というのはどういう人、団体とはどういう団体、公募がどのくらい居るのか。というのは、それ非常に大事なんですよ。審議会がいわゆる当たり前の人たちであれば。

事務局（阿部課長） 総合計画審議会には全部で17名の委員さんをお願いしてございます。その構成ですけども、公共的団体の役職員ということで9名入っていただいております。

丸山委員 ちなみにどういう。

事務局（阿部課長） JA、商工会、社会福祉協議会、地域婦人団体協議会。

丸山委員 はい。わかりました。そういうことですね。

事務局（阿部課長） それから地域協議会の代表者ということで、4地域、大迫、石鳥谷、東和それから花巻ということで地域協議会の会長。それから自治推進委員会の委員長という形で入ってもらっております。それから知識経験者ということで大学の先生、あるいは市民参画協働推進委員会の委員長。あとは産業支援アドバイザーという17名の構成になっております。

丸山委員 学識経験が2名。

事務局（阿部課長） 4名です。大学の先生が2名入っております。

丸山委員 で、なんとかアドバイザーが。

事務局（阿部課長） 1名です。

丸山委員 1名。ということは市民はゼロ。公募はゼロ

事務局（阿部課長） 公募は入っておりません。

丸山委員 じゃあさっそく提案しなきゃいけないな。やっぱり市民参画を進めるというからにはどっちで市民参画を進めるかですよね。要するに川下で進めるのか、川下で徹底的に進めておいて後は専門性高いところで評価するか。それとも広く網を掛けておいて最終的な審議会の中でも一般市民の声を吸収できるようにするか。これ審議会に関してね、あくまでも。当然のことながら今までやってきた議論の中では皆さんの反対があるにしても、半数近くは公募委員を増やすということを提案します。で、たぶん国の法律でそうはなっていないよというのであれば、条例改正してでもそういう事ができるようにしてほしいと。そうじゃなければ市民参画という形に抜け落ちができるのではないか。これは意見です。意見の上で提案です。具体的に。

議 長 今のはですが、総合計画審議会というのは、そこをとおしてやるということを前提にしながらその内容をということですか。

丸山委員 いや、一つの事例として、審議会に関しては。あくまでも。そのほかある市民参画の手法の中の一つとして審議会があると位置づけられている。その審議会においても、という意味です。例えば素晴らしい市は毎年1cmか2cmくらいの政策評価を発行して全町民に配っているんですよ。一人ひとりじゃないですよ、全戸に。それは何かっていったら正にこの評価をしているわけですよ。例えば1円からでも予算が付けば、0円の予算であっても、例えばどっかのNPOと協働した。今年はこの事業をやった。それから例えば2千円付けてどっかの花壇に苗を買った。それすらもちゃんと明記してあるんですね。それに対して評価した。そして当然、ある建物を建てた時には基本設計でワークショップやって何人参加した。どういう手法を使った。どういう答えが出た。ということをお願い2cmくらいのA4判のレポートにして、その為に1千万か何かかけたという話なんですがね。そこまでやってる所もある。一応紹介しておきます。

議 長 市民の満足度の調査っていうのは、全市民対象ですか。

事務局（阿部課長） いえ違います。2千人です。

丸山委員 項目は何項目くらいあるんですか。まさか今年の花巻市は楽しかったでしょうか×とか。

亀沢部長 50項目。いつも基本的に同じ項目で定点観測するんですね。ただ毎年半分くらいで、替えますけども。基本的に協力いただける方には定点で。

丸山委員 例えば大迫地区で何人、花巻地区で何人とか。

亀沢部長 大迫地区なら大迫地区のAさんに対して。

丸山委員 ああ、固定して。モニター制みたいなんですね。

亀沢部長 それに近いですね。無記名ですけど。

議 長 同じ対象者が去年は不満足だったけど、今年は満足だったとかね。

丸山委員 じゃあ提案です。積極的に。であれば今みたいなモニター制だと、ごめんなさいモニターって言葉は使いません。2000人くらいの定点観測であれば、これからの望

ましい評価方法とは言えないと思うんですよね。じゃあどうすんのって言った時に、もっと対象を減らす、対象を増やす方法。それから、例えばプロジェクトによっては調査対象を変えるとか。もう少し、この委員会でも最初に出ていたような配慮を、きめの細かいヒアリングをしないといけないんじゃないかな。これは提案です。

議長 ほかの委員さん方いかがですか。

藤井（公）委員 私、いま進めている内容全部を知っているわけで、現状のとおりでいいんじゃないかと言ったわけではないんですけども、前にもお話したことがあるんですが、例えばたまたま障がい者福祉計画、これはいろんな議論をしてパブリックコメントもして、見直し時期が来ると、また一定のメンバーが集まってやる。今、事務局からも冒頭でかなりの部分、今でもいろんな仕組みが整ってないけれども、いろんな評価もやってる、いろんな公表もやってる。そういうベースがあって、今もう一度それに一步進めた仕組みを作ろうということやってるわけですから、今やってるものをすべて否定するような格好ではなく、やっぱりそれを前進させるっていう意味の評価の方法で私は当面十分ではないのかなという、そういう意味で現在のままで。実際には計画段階からこの市民参画のチェックが入る仕組みが今後生きようとしているわけですから、かなり前進するんじゃないかなという意味での発言でした。

議長 そのいわゆる市民の満足度がより適切にといつか的確に把握できるような方策をとにかく重ねていっていただきたいということですよ。それが人数を増やす事であったり、あるいは項目を改正することであったりというふうに具体的には繋がって行くかと思います。

丸山委員 意見を言います。要するに先ほどの仕組みと一緒に今やってらっしゃる。要するに阿部課長がおっしゃたね、今、阿部課長の頭にあることを話されたんですよ。抜けるものもあるはずなんです。個人的な意見だから。だから私が確かめたいのは、要するにここでは市全体の総合評価どうするんだっていつてるんだから、いま花巻市が持ってる、いわゆる総合評価のやり方、リスト、現状をやっぱり1回説明してもらえないと分かんないですよ。で、藤井さんはベテランで経験者だからこんなにやってきてるんだからいいだろうとおっしゃるかもしれないけど、私みたいな新参者にとっては、花巻市がどんな素晴らしい総合評価して来たのか分かんないんですよ。だから修正するかしないかはその後の問題として、現在どういう総合評価の仕方してるか、例えば建設事業に関して、条例関係に関して、教育関係に関して、分かりませんよ項目は。すべての事業があるはずだから。その今やっている現状を見せていただいた上で、あっ、これなら。さっき私、議論急いでいるようだから言ったんだけど、審議会に一般も入れてくださいねと。やっと次の話に進めるんですよ。今起こってないことが分かんないのに、じゃあ何とかしてくれって言われたって。さっきの私の意見は乱暴なんです。時間が無いから出しただけであって、審議委員会こうしろなんていうのは。ほんとは今すべき議論じゃないんです。やっぱりいま行われている総合評価、これが分かんないと次には進めないと思うんですよ。

佐藤（藤）委員 じゃあいま行われている総合評価と市民が参画して評価を行うという事はイコールだと考えていいですか。

丸山委員 だから、いま行われている総合評価の仕方が、我々委員会で考える市民参画の状況として、現状なら十二分ではないかと思えば ですよ。わたしみたいにさっき、審議員ってどうやって構成されてますかって聞いた時に、団体とか専門家とか何とかで

一般公募はゼロだったと。これはやっぱり一般公募いくつか入れるべきじゃないですかとか。そこは修正していけばいいわけですよ。足りなければ新しいシステム、仕組みをここで提示して、どうですか行政さんできますか、という議論が初めてできるんだと思うんですよ。だから私も端から今のシステムを壊して新しいものを作りましょうと言ってるんじゃないで、今の仕組みをまず分からないと。修正しようがないんですよ。以上です。

議長 それでは時間がなくなりましたのでこのあたりで切らなきゃいけないと思います。大変進め方が上手くいかなくて皆さんにご迷惑をおかけしたんですけど、産みの苦しみだと思ってなんとかご容赦願いたいと思います。今日はほんとに予定時間無しでここまでできてしまいました。申し訳ございません。

丸山委員 申し訳ないんですけどもう1点。答申っていうのはどういう形が出るんでしょうか。というのは、この意見書って右にずーっと書いてあるんだけど、この意見は出されたものがだーっと並んでるだけで、要するに委員会としての意見じゃないんですよ。こういうのはどう整理するんですか。ようするに正反対の意見が出ちゃってるわけです。こういうのを積み残して後は事務局さんというのはおかしいですよ。

議長 この右側が皆さんからいただいた意見、それを整理していただいたのが左側。文書による表現もあるかと思いますが、より分かりやすくという意味ではこの左側のような形で、この項目を生かしながら答申案に載せたいと考えてました。今日、時間があれば、これまでの左側のまとめられたものをチェックして、落ちているもの変えたもの等、チェックしながら最終的に全体像をまとめた形で最終的な協議を皆さんとして答申へ持っていきたいと。できれば次回と思ったんですが、今日また積み残してしまいましたので、次回までの間にもう一回見直していただきまして、次回には極力具体的な形でここはこうしましょう、ここは失くしましょうとかね、ここは付け足しましょうとか、提案という形でいろいろお話をいただければいいと思います。大変ありがとうございました。

(午後4時25分 散会)